

医師養成修学資金貸与事業実施規則

平成 17 年 3 月 25 日 規程第 1 号
平成 20 年 3 月 21 日 一部 改正
平成 21 年 3 月 25 日 一部 改正
平成 24 年 3 月 23 日 一部 改正
平成 25 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 30 年 3 月 23 日 一部 改正
令和 2 年 3 月 25 日 一部 改正
令和 3 年 11 月 17 日 一部 改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（同法に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者であって、将来県内の医療機関に勤務しようとする者に対して貸与する医師養成修学資金（以下「修学資金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則でいう「修学資金」に関する用語の定義は次の各号とおりとする。

(1) 市町村共同事業修学資金

平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度及び平成 24 年度に新潟県と参加市町村が貸与資金を拠出して貸与者を募集した修学資金をいう。

(2) 市町村共同事業修学生

公益財団法人新潟医学振興会理事長（以下「理事長」という。）が平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度及び平成 24 年度に市町村共同事業修学資金の貸与決定した修学生をいう。

(3) 入学一時金

大学への入学に要した費用について 500 万円を限度として理事長が必要と認め、市町村共同事業修学生に貸与決定した修学資金をいう。

(4) 重点コース修学資金

平成 20 年度から新潟県が貸与資金を拠出して募集する重点コースの修学資金をいう。

(5) 重点コース修学生

理事長が重点コース修学資金の貸与決定した修学生をいう。

(6) 一般コース修学資金

平成 20 年度から令和元年度に新潟県が貸与資金を拠出して募集する一般コースの修学資金をいう。

(7) 一般コース修学生

理事長が一般コース修学資金の貸与決定した修学生を「一般コース修学生」という。

(貸与)

第3条 市町村共同事業修学資金は、大学において医学を履修する課程に在籍する者であって、医師免許取得後、理事長の指定する医療機関に将来勤務しようとする者に対して、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度及び平成 24 年度に理事長が貸与を決定した市町村共同事業修学生に対し貸与するものとする。

2 重点コース修学資金は、表 1 の各区分に規定する貸与対象者に該当し、かつ医師免許取得後、理事長が指定する医療機関に将来勤務しようとする者に対して貸与する。

(表1)

区分	貸与対象者
平成20年度 重点コース修学資金	新潟大学医学部医学課程に在学する者又は新潟大学以外の大学において医学を履修する課程に在学する新潟県出身者等であって、平成20年度に理事長が貸与を決定した重点コース修学生
重点コース（県外医学生枠）修学資金	県外の国公私立大学において医学を履修する課程に在学する新潟県出身者等
重点コース（新潟大学医学部「新潟県地域枠」）修学資金	新潟大学医学部の推薦入学「地域枠」に合格して入学する医学生
重点コース（新潟大学医学生枠）修学資金	新潟大学医学部医学課程に在学する者
重点コース（新潟県育成枠）修学資金	出身地を問わず、新潟大学または県外の国公私立大学において医学を履修する課程に在学する者

3 一般コース修学資金は、新潟大学医学部医学科課程（ただし、新潟大学医学部医学科推薦入学「地域枠」に合格して入学した者を除く。）に在学する者又は新潟大学以外の大学において医学を履修する課程に在学する新潟県出身者等であって、医師免許取得後、理事長の指定する医療分野の医療を実施している新潟県内の医療機関に将来勤務しようとする者の申請により、その者に対し貸与するものとする。

(貸与額)

第4条 修学資金の貸与額は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 市町村共同事業修学生の修学資金の貸与額は、月額30万円（入学一時金の貸与を受けている者にあっては、大学に入学した日に属する月の貸与額に理事長が貸与決定した入学一時金の額を加算した額）とする。
- (2) 重点コース修学生及び一般コース修学生の修学資金の貸与額は、表2の各区分に定める額とする。

(表2)

区分	貸与額	
平成20年度 重点コース修学資金	月額30万円	
重点コース（県外医学生枠）修学資金	私立大学	月額30万円
	県外公立大学	月額15万円
重点コース（新潟大学医学部「新潟県地域枠」）修学資金	月額15万円	
重点コース（新潟大学医学生枠）修学資金	月額15万円	
重点コース（新潟県育成枠）修学資金	私立大学	月額30万円
	国公立大学	月額15万円
一般コース修学資金	月額5万円	

(貸与期間)

第5条 修学資金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業の月までとする。ただし、正規の修業年限を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、重点コース（新潟大学医学部「新潟県地域枠」）修学資金の貸与決定月は入学初年度の4月とする。

（連帯保証人）

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 保証人に対する請求は、主債務者である修学生及び他の保証人にも効力が及ぶものとする。
- 4 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年である場合には、保証人のうち1人を法定代理人とし、成年者である場合には、保証人のうち1人を父母兄姉又はこれに代る者としなければならない。

（貸与の停止、休止及び保留）

第7条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を停止するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 理事長は、修学生が留年又は休学し、又は停学の処分を受けたときは、留年又は休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から進級又は復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が進級又は復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。
- 3 理事長は、修学生が正当な理由がないのに第14条に規定する書類等を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留し、さらに当該手続が遵守される見込みがないと認められる場合には修学資金の貸与を停止することができる。

（臨床研修）

第8条 修学生は、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を新潟県内の病院で受けるものとする。

（返還の債務の当然免除）

第9条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金（市町村共同事業修学生にあっては入学一時金を除く。）の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 市町村共同事業修学生にあっては、大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得し、かつ医師の免許を取得した後直ちに第8条に規定する臨床研修病院で臨床研修に従事し、その後直ちに指定医療機関に勤務し、引き続き修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に1年を加えた期間以上在職（研修の場合を含む。以下同じ。）したとき。
- (2) 重点コース修学生にあっては、大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得し、かつ医師の免許を取得した後、直ちに第8条に規定する臨床研修病院で臨床研修に従事し、その後医師不足が深刻なべき地等の指定する医療機関（以下「重点コース指定医療機関」という。）に勤務し、臨床研修に従事した時点から通算して表3の各区分に規定する期間（以下「重点コース義務履行期間」という。）以上在職したとき。

ただし、理事長が医療機関を指定するにあたり、修学生に周産期医療、小児医療、その他知事が

特に必要と認める医療に従事する意思があると認める場合は当該医療を実施している医療機関を指定することができる。

(表3)

区分	重点コース義務履行期間
平成20年度 重点コース修学生	臨床研修に従事した時点から通算して修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に1.5を乗じた期間（当該期間が4年に満たない場合にあっては4年とする。）
重点コース（県外医学生枠）修学生	
重点コース（新潟大学医学生枠）修学生	
重点コース（新潟県育成枠）修学生	
重点コース（新潟大学医学部「新潟県地域枠」）修学生	臨床研修に従事した時点から通算して9年間

(3) 一般コース修学生にあっては、大学を卒業した後2年以内に医師免許を取得し、かつ医師の免許を取得した後、原則として直ちに第8条に規定する臨床研修病院で臨床研修に従事し、その後直ちにへき地医療、救急医療（救急告示病院等（診療科は問わない。）に勤務）、周産期医療、小児医療、その他知事が特に必要と認める医療のいずれかの医療に従事するため、当該医療を実施している新潟県内の医療機関（診療所及び新潟市内の病院を除くものとし、修学生が選択する。以下「一般コース選択医療機関」という。）に勤務し、臨床研修に従事した時点から通算して修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に1.0を乗じた期間（当該期間が4年に満たない場合にあっては4年。以下「一般コース義務履行期間」という。）以上在職したとき。

(4) 修学中若しくは第1号から第3号に規定する臨床研修期間中又は在職期間中に死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 一般コース修学生のうち、大学院進学、専門研修その他特別な事情がある者が、事前に理事長の承認を受けた期間（出産等やむを得ない理由がある場合を除き、当該期間は医師免許を取得したときから通算して12年を超えることはできない。以下「一般コース特例期間」という。）を経過するまでの間に第8条に規定する臨床研修病院において臨床研修に従事し、かつ一般コース選択医療機関に一般コース義務履行期間以上在籍した場合は前項第3号の規定を適用する。

3 重点コース修学生のうち、医師免許を取得した後、第8条に規定する臨床研修病院で臨床研修に従事する者及び第1項第2号に規定する医療機関に勤務する者が、出産、県外研修その他やむを得ない理由により事前に理事長の承認を受けて当該指定医療機関等で勤務しなくなった後、理事長が承認した期間内に引き続いて再び当該指定医療機関等に勤務した場合にあっては、その者を、先の医療機関に勤務した期間と後の医療機関に勤務した期間とを通じ、引き続き当該指定医療機関等に勤務したものとみなして第1項第2号の規定を適用する。

（返還及び利息）

第10条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が生じた日から1月以内に、貸与を受けた修学資金の全額と各月の貸与額についてその交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で算定した額との合計額を返還しなければならない。

- (1) 第7条第1項又は第3項の規定により修学資金の貸与が停止されたとき。
- (2) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。

- (3) 医師免許を取得後、前条に規定する臨床研修に従事しなかったとき。
- (4) 前条の規定により返還の債務の当然免除を受ける前に業務外の事由により臨床研修に従事しなくなったとき若しくは市町村共同事業修学生にあっては指定医療機関での勤務、重点コースの修学生にあって重点コース指定医療機関での勤務、一般コースの修学生にあっては一般コース選択医療機関での勤務をしなくなったとき又は前条第2項に規定する一般コース特例期間を経過するまでの間に一般コース義務履行期間以上の勤務をしなかったとき。
- (5) 前条第3項の規定により重点コース指定医療機関の勤務をしなくなった者が、理事長が承認した期間を過ぎても当該医療機関の勤務に復帰しなかったとき。

2 前項の規定により入学一時金を返還する場合のほか、市町村共同事業修学生は、前条第1項第1号又は第4号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日から修学資金の貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に入学一時金を返還しなければならない。

(返還の債務の裁量免除)

第 11 条 理事長は、第9条第1項第1号に規定する場合のほか、市町村共同事業修学生が臨床研修に従事し、又は指定する医療機関に在職した場合は、第9条に規定する修学資金の返還の債務の額に当該従事し、又は在職した期間を修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に3年を加えた期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額について返還の債務（利息の返還債務を含む。）を免除することができる。

2 理事長は、第9条第1項第2号に規定する場合のほか、重点コース修学生が臨床研修に従事し、又は重点コース指定医療機関に勤務した場合は、同条に規定する修学資金の債務の額に当該従事し、又は在職した期間を、表3の各区分に規定する修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額について返還の債務（利息の返還債務を含む。）を免除することができる。

3 理事長は、第9条第1項第3号に規定する場合のほか、一般コース修学生が臨床研修に従事し、又は一般コース選択医療機関に在職した場合は、同条に規定する修学資金の債務の額に当該従事し、又は在職した期間を修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に1.0を乗じた期間（ただし、算定した期間が4年未満となる場合、当該期間は4年とする。）で除して得た数値を乗じて得た額の相当する額について返還の債務（利息の返還債務を含む。）を免除することができる。

(返還の債務の履行猶予)

第 12 条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当し、特に必要と認めるときは、その事由の継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 臨床研修を受けているとき。
- (2) 第9条第1項第1号から第3号の規定により指定医療機関に在職又は指定医療分野に従事しているとき。
- (3) 第9条第2項に規定する一般コース特例期間中であるとき。
- (4) 第9条第1項第2号に規定する重点コース義務履行期間中に第9条第3項の規定により重点コース義務履行期間を停止しているとき。
- (5) 第7条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (6) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利息)

第 13 条 修学生は、正当な理由がなく、第10条第1項及び第2項に定める期限までに貸与を受けた修学資金を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければならない。

(書類の提出)

第14条 修学生は、理事長の定めるところにより、学業成績書、現況報告書その他理事長の定める書類を提出しなければならない。

(関係機関との協議)

第15条 理事長は、医師養成修学資金貸与事業（以下「貸与事業」という。）の重要事項に関するこ^トについて、別に定めるところにより、関係機関との協議を行うものとする。

(負担金の徴収及び納付)

第16条 理事長は、貸与事業に要する費用に充てるため、新潟県及び貸与事業に参画する市町村（以下「県及び市町村」という。）から負担金を徴収するものとする。

2 県及び市町村は、理事長からの請求に基づき、負担金を納付しなければならない。

(特別会計)

第17条 理事長は、貸与事業の経理を行うため、特別会計を設ける。

(理事長への委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年3月25日から施行し、第8条、第9条第1項第3号、第9条第2項及び第3項、第10条、第12条の規定は、平成20年度に採用された重点コース修学生及び一般コース修学生から適用する。

附 則

この規則は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月25日から施行する。

なお、この規則の施行前において、重点コース（新潟大学医学部「地域枠B」入学生枠）修学資金及び重点コース（新潟大学医学部「前期日程（地域枠）」入学生枠）貸与を受けた者については、この規則における重点コース（新潟大学医学部「地域枠」入学生枠）の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和3年11月17日から施行する。

改正後の規則は、この規則の施行の日以後に貸与決定が行われる修学生について適用し、同日前に貸与決定が行われた修学生については、なお従前の例による。

医師養成修学資金貸与事業実施規程

平成 17 年 3 月 25 日	制定
平成 20 年 3 月 21 日	一部改正
平成 21 年 3 月 25 日	一部改正
平成 24 年 3 月 23 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 30 年 3 月 23 日	一部改正
令和 2 年 3 月 25 日	一部改正
令和 3 年 11 月 17 日	一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、医師養成修学資金貸与事業実施規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請及び決定)

第2条 規則第3条第2項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類のうち、規則第3条第2項第1表の各区分ごとに別に指定する書類を公益財団法人新潟医学振興会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 修学資金貸与申請書（別記第1号様式）
- (2) 同意書（別記第1号様式の2）
- (3) 戸籍抄本
- (4) 在学証明書
- (5) 学業成績表
- (6) 源泉徴収票又は確定申告書
- (7) 健康診断書

2 第1項の規定にかかわらず、災害、失業、その他特別な事情により同項第6号に掲げる書類の収入額と申請日現在の収入額が著しく異なる場合は、「家計の実情等申出書（別記第2号様式）」を提出することができる。

3 理事長は、第1項の申請書を受理したときは、重点コース（新潟県育成枠）修学資金にあっては書類の審査及び面接等による選考、重点コース（新潟大学医学部「新潟県地域枠」）修学資金にあっては書類等による貸与資格確認を行い、その結果を修学資金貸与決定（不決定）通知（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第3条 前条第3項の規定により修学資金を貸与する旨の決定通知を受けた者は、速やかに誓約書（別記第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第4条 規則第3条第2項表1の各区分に規定する重点コース修学資金（以下「重点コース修学資金」という。）は、毎月当月分を貸与するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、2月分以上を合わせて貸与することができる。

2 規則第3条第3項に規定する一般コース修学資金は、前期、後期に分けて貸与するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、一括して貸与することができる。

(借用証書)

第5条 修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、貸与を受けた修学資金の借用証書（別記第5号様式）を、連帯保証人と連署のうえ、貸与を終了した月の翌月末日までに理事長に提出しな

ければならない。

(返還免除の申請及び決定)

第6条 規則第9条第1項各号又は第11条第1項から第3項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還債務免除決定通知（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(返還猶予の申請及び決定)

第7条 規則第12条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第8号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還猶予決定通知（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

(書類の提出及び届出)

第8条 修学生は、大学に在学している間、毎年4月の第2月曜日までに学業成績表及び現況報告書（別記第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定のほか、修学生又はその連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 修学生が休学、退学、復学又は転学したとき。

(2) 修学生が停学その他の処分を受けたとき。

(3) 修学生が死亡し、又は学業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(4) 修学生が医師の免許を取得したとき。

(5) 修学生が氏名又は住所を変更したとき。

(6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、破産の宣告を受け、若しくは後見開始の審判を受けたとき。

(規則で定める提出書類等)

第9条 規則第14条に規定する理事長の定める書類等とは、この規程の第3条、第5条及び第8条に規定する提出書類等をいう。

附 則

この規程は、平成17年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月25日から施行する。

なお、この規程の施行前において、重点コース（新潟大学医学部「地域枠B」入学生枠）修学資金及び重点コース（新潟大学医学部「前期日程（地域枠）」入学生枠）貸与を受けた者については、この規程における重点コース（新潟大学医学部「地域枠」入学生枠）の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和3年11月17日から施行する。

改正後の規程は、この規程の施行の日以後に貸与決定が行われる修学生について適用し、同日前に貸与決定が行われた修学生については、なお従前の例による。

別記第1号様式

新潟県医師養成修学資金貸与申請書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会
理事長 様

申請者 住 所 (〒)

写真貼付欄
4 cm × 3 cm帽子やサングラス等
着用の写真及びスマ
ップ写真等は
不可。最近3ヶ月
以内に撮影された証
明写真を全面糊
付の上貼付する。(ふりがな)
氏 名

(印)

生年月日 年 月 日 生
性 別 男・女
電話番号
E-mail下記のとおり新潟県医師養成修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて
申請します。

申請区分 (貸与を受けたい 修学資金のコース)		ア 重点コース(新潟大学医学部「新潟県地域枠」) イ 重点コース(新潟県育成枠)			
所属	大学名			所在地	
	学部(学科)			学年	
	入学年月日	年 月 日	卒業見込年月	年 月	
学歴	高等学校等	年 月			
		年 月			
	高等学校等 以降	年 月			
		年 月			
家族状況	続柄	氏名	性別	居住地	職業(勤務先)
保証人	上記の者が新潟県医師養成修学資金の貸与を受けましたうえは、その連帯 保証人となり、医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程に従い、誠 実に債務を履行することを保証します。				
	住所				
	氏名	(印)			(印)
	生年月日	年 月 日 生			
	職業				
本人との続柄					

所 信 書

(醫師養成修學資金貸与申請書 裏面)

申請者氏名（ふりがな）	年齢	大学・学部（学科）
(印)		
申 請 し た 理 由		
将 来 の 抱 負 (400字以内)		
(本県の地域医療に従事する意欲やどんな医師になりたいか等について自由に記載すること)		

同意書

新潟県知事 殿

私は、新潟県医師養成修学資金の貸与を受けるにあたり、医師養成修学資金貸与事業実施規則第9条（返還の債務の当然免除）に規定される新潟県の指定医療機関等における勤務について、キャリア形成プログラム※の下記事項につき同意します。

記

- 1 医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程を遵守すること。
- 2 大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得し、かつ同免許を取得後直ちに新潟県内の臨床研修病院で臨床研修に従事すること。
- 3 新潟県が策定するキャリア形成プログラム※に参加すること。
- 4 臨床研修修了後は直ちに新潟県が指定する医療機関に勤務し、臨床研修に従事した時点から通算して9年間以上在職すること。

なお、新潟県が認めた場合は、キャリア形成プログラムを一時中断することが可能であること。

- 5 新潟県の同意を得ずにキャリア形成プログラム※から離脱しないこと。

新潟県は、死亡・重度の疾病等の場合を除き、原則としてキャリア形成プログラム※からの離脱に同意しないこと。

新潟県の同意を得ずにキャリア形成プログラム※から離脱した場合、一般社団法人日本専門医機構が専門医の認定を行わないこと。

なお、新潟県の同意の有無に関わらず、キャリア形成プログラムから離脱した場合であっても、修学資金の貸借関係の解除に影響を及ぼさないこと。

年 月 日

入学出願者氏名：

(自署してください。)

保護者もしくは
法定代理人氏名：

(自署してください。)

※キャリア形成プログラムとは、地域枠医師等のキャリア形成と想定される指定医療機関等を示したもの。

別記第2号様式

家計の実情等申出書 (新潟県医師養成修学資金貸与申請用)

申請書の年収については、前年の状況を記入することとなっていますが、その収入額と現在（今年）の状況が大幅に違う場合（災害、失業、その他）は、その実情等を記入してください。

なお、収入に大幅違いがない場合又は提出の意思がない場合は提出しなくても差し支えありません。

(今年の収入(税込)見込額: _____円)

上記申出の内容のとおり相違ないことを証します。

年 月 日

保護者(主たる家計維持者)の氏名

印

(申請者の氏名 : 申請者との続柄 :)

第 号
年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長

団

修学資金貸与決定(不決定)通知

年 月 日付けで申請のあった医師養成修学資金の貸与について、 年 月から修学資金(重点コース(新潟大学医学部「新潟県地域枠」)・重点コース(新潟県育成枠))を貸与する(修学資金を貸与しない)ことに決定しましたので通知します。

(貸与決定の場合)

この通知を受けたときは、速やかに医師養成修学資金貸与事業実施規程第3条の規定による誓約書を提出してください。

誓 約 書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

本 人 住 所

氏名

連帯保証人 住 所

氏名

連帯保証人 住 所

氏名

私は、新潟県医師養成修学資金(重点コース(新潟大学医学部「新潟県地域枠」)・重点コース(新潟県育成枠))の貸与を受けるにつきましては、医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程を守り、大学を卒業後は2年以内に医師免許を取得し、直ちに新潟県内の医師臨床研修病院で臨床研修に従事するとともに、臨床研修修了後は直ちに指定する医療機関に勤務し、臨床研修に従事したときから通算して、(9年間(※重点コース(新潟大学医学部「新潟県地域枠」)の場合)・貸与を受けた期間に1.5を乗じて得た期間に相当する期間(当該期間が4年に満たない場合にあっては4年)(※重点コース(新潟県育成枠)の場合))以上勤務することを誓います。

なお、前記実施規則及び実施規程の規定により貸与を受けた修学資金の返還事由を生じたときは、その日から1月以内に確実に修学資金及びその利息を返還します。

別記第5号様式

借 用 証 書

収入印紙

印

借用金額 円

新潟県医師養成修学資金として上記金額を借用しました。については、医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程を守り、返還事由を生じたときは、その日から1月以内に確実に返還します。

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

借 受 人 住 所

氏名

印

上記借受人の連帯保証人として、上記返還債務を誠実に履行させることを確約します。

年 月 日

連帯保証人 住 所

氏名

印

連帯保証人 住 所

氏名

印

別記第6号様式

新潟県医師養成修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

申請者 住所

氏名

下記のとおり新潟県医師養成修学資金の返還の債務を免除願いたいので、免除理由を証明する書類を添えて申請します。

記

1 貸与を受けた修学資金の額				
2 返還債務免除申請額				
3 差引額(1-2)				
4 修学生	氏名		住所	
5 大学名		学部		卒業年月日 年 月 日
6 免許番号及び取得年月日	第 号 年 月 日			
7 業務従事の状況 (休職、停職期間についても明記すること。)	期間	勤務先名称	職名	備考
	年 月 日から			
	年 月 日まで			
	年 月 日から			
	年 月 日まで			
	年 月 日から			
年 月 日まで				
8 免除の理由				

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長

印

新潟県医師養成修学資金返還債務免除決定通知

年 月 日付けで申請のあったことについて、医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程に基づき、下記のとおり修学資金の返還債務を免除する(免除しない)ことに決定しましたので通知します。

記

1 修学資金貸与額 円

2 返還免除額 円

3 差引返還を要する額 円

(返還債務を免除しない理由)

新潟県医師養成修学資金返還猶予申請書

年　月　日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

申請者 住所

氏名 ㊞

医師養成修学資金貸与事業実施規則第12条の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予願いたいので申請します。

記

1 返還未済の修学資金の額

金 円

2 猶予を受けようとする期間

3 猶予を受けようとする理由

- ・猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長

印

新潟県医師養成修学資金返還猶予決定通知

年 月 日付けで申請のあったことについて、医師養成修学資金貸与事業実施規則第12条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 修学資金の返還の債務の履行を猶予する(猶予しない)。

2 猶予期間は、 年 月から(年 月 ・ 次の理由の継続する期間)までとする。

(猶予しない理由)

修学資金貸与者現況報告書

年　月　日

公益財団法人新潟医学振興会
理事長 様

(貸与年度)

(修学資金)

コース

(貸与者氏名)

印

(大学名及び学部(学科))

医師養成修学資金貸与事業実施規程第8条第1項に基づき、下記のとおり現況を報告します。

記

貸与者現況報告（報告日現在の状況を記入し、貸与期間中毎年4月第2月曜日までに提出すること。）

報告事項	現在の状況（変更がない場合でも全項目を必ず記入すること）
現住所	〒　　—
連絡先	(電話番号) (メールアドレス)
健康状態	良 好　・　その他　()
留年の有無	○今年4月1日時点の学年（ 年生） ○留年の有無　(有　・　無)
休学・停学・退学の事実の有無	無　・　休学　・　停学　・　退学
(「有」の場合はその期間及び理由を記入すること)	期間： 年　月　日から　年　月　日まで (退学の場合、退学年月日： 年　月　日退学) (理由)

(注1) 重点コース、一般コースともに貸与期間中の各年4月第2月曜日までに本書及び学業成績表を提出すること。なお、本書等の提出がなかった場合、提出されるまでの間、修学資金の貸与を「保留」する又は修学資金の貸与を「停止」することがあります。

(注2) 留年の有無及び休学、停学、退学の有無のいずれかに「有」がある場合又は記載のない項目がある場合等、事実確認のため、必要に応じて修学資金の貸与を「保留」すること等があります。また、留年・休学等の事実が確認できた場合は、規則等に基づき対処します。